

鈴鹿市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市条例第 1 9 号

鈴鹿市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例

鈴鹿市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年鈴鹿市条
例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように
改める。

改 正 後	改 正 前																																											
(退職報償金の支給額) 第 2 条 退職報償金は、消防団員として 5 年 以上勤務して退職した者にその者の勤務年 数及び階級に応じて<u>消防団員等公務災害補 償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31年政令第346号）</u>別表に掲げる額を支給 する。	(退職報償金の支給額) 第 2 条 退職報償金は、消防団員として 5 年 以上勤務して退職した者にその者の勤務年 数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給 する。 <u>別表（第 2 条関係）</u> <u>退職報償金支給額表</u> <u>(単位 千円)</u> <table><tr><th rowspan="6">階級</th><th colspan="6">勤務年数</th></tr><tr><th><u>5</u></th><th><u>10</u></th><th><u>15</u></th><th><u>20</u></th><th><u>25</u></th><th><u>30</u></th></tr><tr><td>年</td><td>年</td><td>年</td><td>年</td><td>年</td><td>年</td></tr><tr><td>以</td><td>以</td><td>以</td><td>以</td><td>以</td><td>以</td></tr><tr><td>上</td><td>上</td><td>上</td><td>上</td><td>上</td><td>上</td></tr><tr><td><u>10</u></td><td><u>15</u></td><td><u>20</u></td><td><u>25</u></td><td><u>30</u></td><td><u>上</u></td></tr><tr><td>年</td><td>年</td><td>年</td><td>年</td><td>年</td><td></td></tr></table>	階級	勤務年数						<u>5</u>	<u>10</u>	<u>15</u>	<u>20</u>	<u>25</u>	<u>30</u>	年	年	年	年	年	年	以	以	以	以	以	以	上	上	上	上	上	上	<u>10</u>	<u>15</u>	<u>20</u>	<u>25</u>	<u>30</u>	<u>上</u>	年	年	年	年	年	
階級	勤務年数																																											
	<u>5</u>		<u>10</u>	<u>15</u>	<u>20</u>	<u>25</u>	<u>30</u>																																					
	年		年	年	年	年	年																																					
	以		以	以	以	以	以																																					
	上		上	上	上	上	上																																					
	<u>10</u>	<u>15</u>	<u>20</u>	<u>25</u>	<u>30</u>	<u>上</u>																																						
年	年	年	年	年																																								

	未 満	未 満	未 満	未 満	未 満	
<u>団長</u>	<u>239</u>	<u>344</u>	<u>459</u>	<u>594</u>	<u>779</u>	<u>979</u>
<u>副団 長</u>	<u>229</u>	<u>329</u>	<u>429</u>	<u>534</u>	<u>709</u>	<u>909</u>
<u>分団 長</u>	<u>219</u>	<u>318</u>	<u>413</u>	<u>513</u>	<u>659</u>	<u>849</u>
<u>副分 団長</u>	<u>214</u>	<u>303</u>	<u>388</u>	<u>478</u>	<u>624</u>	<u>809</u>
<u>部長 及び 班長</u>	<u>204</u>	<u>283</u>	<u>358</u>	<u>438</u>	<u>564</u>	<u>734</u>
<u>団員</u>	<u>200</u>	<u>264</u>	<u>334</u>	<u>409</u>	<u>519</u>	<u>689</u>

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鈴鹿市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。